

令和8年度事業提案一覧表

【提案事業】

教育部

| 番号 | 事業名 | 所属名 | 種別 | 事業開始年度 | 事業概要 |
|----|------------------------------|-------|---------|--------|--|
| 1 | 学校施設営繕事業（門真はすはな中学校 総合管理業務委託） | 教育総務課 | 2 拡充 | H 24 | 令和8年度末（令和9年3月31日）を以ってPFI事業による維持管理が終了となる、門真はすはな中学校は、引き続き「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称：ビル管理法）に基づく特定建築物となり、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない他、法に定められた環境衛生管理基準に基づく様々な検査や点検が必須となる。 このことから、継続して当該校の適切な維持管理が図れるよう、法定業務を含めた建物の維持管理業務を一括して委託し、効率的な建物管理が行える総合管理の手法を導入する。 |
| 2 | 中学校施設整備事業（屋内運動場空調設置等改修工事） | 教育総務課 | 2 拡充 | H 25 | 熱中症対策が喫緊の課題であるため、体育館空調設備設置済みの門真はすはな中学校を除く全中学校体育館について、断熱性能確保のための改修工事（外壁、屋根、建具等）と合わせて空調設備の設置に向けた設計を行い、令和9年度での全校設置をめざす。 |
| 3 | 中学校施設整備事業（第七中学校長寿命化改修） | 教育総務課 | 2 拡充 | H 25 | 第七中学校の長寿命化改修工事を実施するにあたり、建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するための耐力度調査を実施する。 |
| 4 | 学校施設営繕事業（水桜学園 総合管理業務委託） | 教育総務課 | 3 ローリング | R 7 | 令和8年4月1日開校予定の本市初の義務教育学校となる門真市立水桜学園は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称：ビル管理法）に基づく特定建築物となり、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない他、法に定められた環境衛生管理基準に基づく様々な検査や点検が必須となる。 このことから、当該法定業務を含めた建物の維持管理業務を一括して委託し、効率的な建物管理が行える総合管理の手法を導入する。 |
| 5 | 小学校施設整備事業（屋内運動場空調設置等改修工事） | 教育総務課 | 3 ローリング | H 24 | 令和8年度において速見小学校、門真みらい小学校、大和田小学校体育館の屋上防水工事をはじめ断熱改修工事（外壁、屋根、建具等）、LED化改修工事を実施するとともに、速見小学校及び門真みらい小学校については、空調設備の設置を行う。 加えて熱中症対策が喫緊の課題であるため、残る小学校体育館についても空調設備の設置に向けた設計を行い、令和9年度での全校設置をめざす。 |
| 6 | 給食運営事業（給食費無償化） | 教育総務課 | 3 ローリング | R 6 | 学校給食法の規定に基づく保護者が負担すべき学校給食に要する経費（学校給食費）を補助（無償化）し、保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するとともに、子どもたちが安心で健康的な学校生活を送ることができる環境を整える。 |
| 7 | 学校適正配置推進事業 | 教育企画課 | 3 ローリング | H 30 | 少子高齢化、新学習指導要領、新しい教育内容等、時代の変化を踏まえながら、多様な人とのつながりの中で、門真の子どもたちが育つていけるよう、これから時代に適したより良い教育環境、学校を整備する。 |
| 8 | 南部市民センター活用複合施設整備事業 | 学校教育課 | 1 新規 | R 8 | 門真市民プラザの除却に伴い、市民プラザ内のことども発達支援センター、適応指導教室教育支援ルーム「かがやき」及び防災備蓄倉庫を移転する。新施設の整備に際しては、南部市民センター施設、用地を活用する。 |
| 9 | 部活動地域展開推進事業 | 学校教育課 | 3 ローリング | R 5 | 各種外部団体との連携を図りながら、引き続き令和8年度もモデル校を位置づけ、地域展開の取組みを実施する。モデル校については令和8年度の地域展開の完全実施をめざす。さらに他校についても各種目ごとに地域展開ができるところから実施していく。また地域展開が実施できない種目については、部活動指導員を令和8年度も継続して配置する。今後の門真市における部活動地域展開の方針等を検討するため、関係各課及び中学校長会代表者からなる定期会議を引き続き実施（年2回は地域の関係団体の代表者も参加し、協議会として開催）する。 |

| 番号 | 事業名 | 所属名 | 種別 | 事業開始年度 | 事業概要 |
|----|-----------------|-------|---------|--------|---|
| 10 | 特別支援教育推進事業 | 学校教育課 | 3 ローリング | R 5 | 支援学級に在籍している児童生徒について、支援学級での学びの充実はもちろん、通常の学級での「交流及び共同学習」も充実させ、一人ひとりの状況に応じた学びの充実を図る。 令和8年度も同じ規模の人的体制を維持しつつ、就学支援委員会や専門家チーム会議等における専門家からの助言を活かし、通常の学級、通級指導教室、支援学級、支援学校といった連続性のある多様な学びの整備を行う。 |
| 11 | 「チーム学校」支援体制充実事業 | 学校教育課 | 3 ローリング | R 5 | 市全体でのいじめ防止体制の充実を図るため、SNSトラブルに精通した外部専門家や法教育に精通した弁護士が児童生徒に対して直接授業を実施する取組を含め、小・中学校で系統的な取組を進める。 また、子どものSOSを受けとめ、誰一人取り残すことなく子どもを見守るため、SOSの出し方教育や命の教育を推進するとともに、教員や保護者がSOSを受け取り、適切に対応できるよう研修や啓発を行う。 さらに子どものSOSを受け止めるカウンセラー等の専門家による相談体制を充実させるとともに、SC・SSW等の専門家とも連携して様々な視点から児童生徒一人ひとりの課題を見逃さない体制づくりを推進し、関係機関と連携した上で、課題解決を図る。 不登校を生まない魅力的な学校づくりや子どもの生活リズム改善に向けた指導・啓発に加え、不登校児童生徒及びその保護者への支援として、校内教育支援ルームの充実をはじめとする安心・安全な居場所づくりを進め、個々の状況に合わせた支援を行い将来の自立に向けた力を育成するとともに、相談窓口や学びの場についての情報提供を行うことで、孤立・固定化を防ぎ、不登校支援を充実させる。 |
| 12 | 学力向上事業 | 学校教育課 | 3 ローリング | R 2 | 本市学校教育における授業改善の柱である「子ども主体の学び」と「探究的な学び」をより一層充実・発展させる。2年間の取組の結果、市内校においても取組が普及し、一定の成果はあるものの道半ばであり、今後さらなる深化と拡充が必要である。そのためには、日々の授業改善を継続的に取り組むことが重要であるため、教員一人ひとりの授業観・学習観の転換等テーマについて対話し共通理解を図る「教職員の学び場」の設定、全校の校内研究活動の質を高め、継続的に取り組む「学校活性化推進補助金」の運用、さらに学力の土台となる非認知能力の育成における「教育アドバイザー」の派遣等、3項目を引き続き一体的に実施する。 |
| 13 | 探究的な学び推進事業 | 学校教育課 | 3 ローリング | R 7 | 本市の学校教育における「探究的な学び」を一層推進するため、先進的な探究学習の実践校である軽井沢風越学園と本市の小中学校が連携し、児童・生徒の学びの質の向上を図る。市として探究学習を推進することで、社会課題の解決に向けた地域の教育力の強化と、持続可能な地域づくりへの貢献を目指す。 |